

第6章 暮らしを支える施策の推進

高齢者が自らのニーズに応じた生活を送ることができるよう、「地域福祉活動の推進」「自立した在宅生活の支援」「多様な住まいの確保」により、在宅生活を支援します。

1 地域福祉活動の推進

今後増加する一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域における見守りなどの地域福祉活動による支え合いが大切です。

今後についても、「登別市地域福祉計画」に基づき、地域でのサロン活動など市民や登別市社会福祉協議会、関係団体などとの連携による地域福祉活動を推進します。

また、高齢者自身が地域貢献につながる活動などに参加することで、地域の担い手となるよう支援します。

(1) 高齢者の見守り体制づくり

表 高齢者の見守り体制づくりの主要事業

No.	事業	内容
1	高齢者等訪問見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や親族と関わりが少ない方や、日常生活上の課題を抱えている可能性がある方などの自宅を訪問します。 ○生活状況を把握し、福祉サービスに関する情報提供・利用援助や定期的な見守りを行います。
2	高齢者等緊急通報機器設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性疾患等により、常時注意が必要な一人暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸与し、日常生活の不安解消や人命の安全確保、火災などによる被害の未然防止など適切な対応を図ります。
3	ふれあい・いきいきサロン活動推進事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で生活している高齢者等と地域住民が気軽に集まり、相互に支え合い、楽しみながらふれあうことによる、生きがいづくり・仲間づくりを図ると同時に、地域の介護予防の拠点として心身機能の維持向上を図り、地域福祉の推進に資することを目的に事業を推進します。 ○サロンの主体的な運営を行う人材の育成を行い、住民相互の支え合いや包括的支援に繋がります。 ○ふれあい・いきいきサロンの活動支援（助成金の支援）やサロンサポーター連絡会の定期開催、ふれあい・いきいきサロンマップの作成に取り組みます。

No.	事業	内容
4	小地域ネットワーク活動推進事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、互いの支え合い・助け合い活動を推進します。 ○町内会単位でそれぞれの地域事情に即した援助活動を出発点に、地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展させることによって「福祉のまちづくり」を地域住民全体で推進していくことを目指します。 ○「きずな安心キット」と「きずなづくり台帳」を活用し、災害や緊急時を意識した平時からの見守り支え合い活動の充実・強化を図ります。 ○町内会をはじめ、民生委員児童委員、市などの関係機関・団体との連携・強化を図り、全市展開に向けた取り組みを行います。 ○台帳更新の取り組み強化や災害時の緊急連絡体制の整備強化、台帳継続更新の強化及び支え合いマップづくりの実施を進め、平常時の取り組みが災害時にも活かせる支援体制づくりの強化を進めます。
5	ボランティア活動支援事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化に伴う福祉・介護の課題に対応していくため、登別市社会福祉協議会や町内会などと連携し、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような体制づくりを進めます。 ○登別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動の推進強化を図るため、ボランティアコーディネーター（専門職）を配置し、情報の発信や活動のコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場の提供などを行います。 ○福祉施設やボランティア団体登録数が増加傾向にあるため、ボランティアコーディネーターの更なる資質向上を図り、コーディネート業務（相談及び活動調整）の強化に取り組みます。

(2) 地域福祉推進体制の充実と活用

表 地域福祉推進体制の充実と活用の主要事業

No.	事業	内容
1	小地域ネットワーク活動推進事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、互いの支え合い・助け合い活動を推進します。 ○町内会単位でそれぞれの地域事情に即した援助活動を出発点に、地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展させることによって「福祉のまちづくり」を地域住民全体で推進していくことを目指します。 ○「きずな安心キット」と「きずなづくり台帳」を活用し、災害や緊急時を意識した平時からの見守り支え合い活動の充実・強化を図ります。 ○町内会をはじめ、民生委員児童委員、市などの関係機関・団体との連携・強化を図り、全市展開に向けた取り組みを行います。 ○台帳更新の取り組み強化や災害時の緊急連絡体制の整備強化、台帳継続更新の強化及び支え合いマップづくりの実施を進め、平常時の取り組みが災害時にも活かせる支援体制づくりの強化を進めます。
2	生活困窮者自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、将来的に困窮状態に陥るおそれのある高齢者及び高齢者を含む世帯からの相談に対して、包括的な支援を行うとともに、その世帯の抱える課題やニーズに応じて適切な関係機関に繋がります。
3	生活支援体制整備事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○見守りやサロンの開催、外出支援、ゴミ出し、電球の交換などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、高齢者自身が生活支援の担い手として活動できるよう取組を進めます。

2 自立した在宅生活の支援

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、今後も社会の動向や個々の高齢者の状態やニーズに応じ、必要なサービスを提供します。

表 自立した在宅生活の支援の主要事業

No.	事業	内容
1	福祉用具貸与事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者等の在宅生活を支えるサービスの推進を目的に実施するとともに、市内介護事業所との連携強化を図ります。 ○介護保険等の公的制度に該当しない方や、旅行や外泊等、一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出を行います。
2	地域拠点丸ごと支え合い事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民と関係機関・団体等の連携・協働により、商業施設等を拠点に高齢者や障がい者などを対象とした「居場所づくり」と「買物支援」を一体的に行います。 ○居場所づくりとして交流や健康づくり、福祉相談などを行い、買物支援として買物同行や補助、無料送迎を行うとともに、運営委員会等で協議された内容等を行います。
3	鍵預かりサービス事業 (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の一人暮らし高齢者等の孤立死の防止を図り、住み慣れた家で安心して生活し続けることができるよう、社会福祉法人や福祉事業所等の地域貢献活動として協力を得た中で、鍵預かりサービス事業を展開し、利用者及び事業協力員の拡充を図ります。 ○対象者宅の鍵を預かり、協力福祉施設において鍵を保管することで、緊急時と判断された場合は、事業協力員が協力福祉施設へ鍵を取りに行くとともに、その鍵を使い、事業協力員や警察官等、複数人で家屋内に立ち入り安否確認等を行います。

No.	事業	内容
4	タブレット見守りネットワーク事業 (社会福祉協議会)	<p>○在宅の一人暮らし高齢者等に、タブレット端末を貸与し、日常生活やその家族の不安を解消するとともに、福祉関係機関・団体等とのネットワーク構築を行い、福祉の向上を図ることを目的に実施します。</p> <p>○地域全体で日常的な支え合いを実現するネットワークづくりを目指し、端末機を活用した生活に役立つ情報の提供を行うことで、端末機を生活道具として日々利用してもらうことによる安否確認を行います。</p>
5	生活あんしんサポートセンター事業 (社会福祉協議会)	<p>○地域住民から寄せられる生活困窮や引きこもり・独立・権利侵害などの深刻な生活課題に対応する生活支援活動の強化を図るため、多様な課題に対応する専門職を配置し、生活あんしんサポートセンターを設置します。</p> <p>○心配ごと相談事業や生活支援事業の活用により支援を行うとともに、センターの周知及び出張相談体制の確立や生活困窮者自立支援活動との連携強化、民生委員児童委員との連携強化により相談支援体制を構築します。</p>
6	日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	<p>○認知症等により判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。</p> <p>○本事業が円滑に実施されるよう地域関係者との連携体制の構築を強化するとともに本市の権利擁護体制の構築に寄与するため、本事業が円滑に実施されるよう地域関係者との連携体制の構築を強化します。</p> <p>○自立生活支援専門員の配置や関係機関への周知・連携を行うとともに、生活支援員連絡会の開催、生活支援員の発掘やフォローアップ・成年後見支援センターとの連携・協力を行い、相談支援体制の構築を行います。</p>
7	介護用品給付事業	<p>○要介護4もしくは要介護5の高齢者と、その高齢者を介護する家族のいずれかが市民税非課税の場合に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成し、介護者の経済的・精神的負担の軽減を図ります。</p>
8	在宅生活を支える情報の提供	<p>○高齢者が自立して在宅生活を継続することができるよう、市内等で民間事業者等が提供するサービスに係る情報提供を充実します。</p>
9	市民相談の充実	<p>○生活上の心配ごとや困りごと、苦情などの簡易な相談の実施や、弁護士・司法書士・行政書士など、各種専門家による無料相談などの周知に努めます。</p>

3 多様な住まいの確保

介護が必要な状態になっても自宅で住み続けるためには、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保されることが重要です。

そのために身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを高年齢者自らが選択できるよう、関係機関と連携して情報提供に努めます。

表 多様な住まいの確保の主要事業

No.	事業	内容
1	養護老人ホーム	<p>○社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする施設です。</p> <p>○登別市には、富岸町に養護老人ホーム「チボリの森」（定員 70 人）があり、介護保険の特定施設の指定を受けています。</p>
2	軽費老人ホーム（ケアハウス）	<p>○無料または低額な料金で、身体機能の低下等により日常生活を営むことについて不安があると求められる方であって、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる施設です。</p> <p>○登別市には、富岸町にケアハウス「アンデルセンの丘」（定員 50 人）があり、介護保険の特定施設の指定を受けています。</p>
3	有料老人ホーム	<p>○高齢者が入居する施設で、入浴・排せつ・食事の提供、食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理を行います。</p> <p>○登別市には、特定施設の指定を受けた施設が、常盤町に介護付有料老人ホーム「セ・ジュネス」（定員 52 人）があります。</p> <p>○また、指定を受けていない施設が登別東町に住宅型有料老人ホーム「くらしさ登別」（定員 21 人）があります。</p>
4	サービス付き高齢者向け住宅	<p>○主に 60 歳以上の人が入居する住宅で、状況把握と生活相談を必須のサービスとして提供します。事業者によって、入浴や排せつ、食事の提供、調理・選択・掃除、健康管理等サービスの種類が異なります。</p> <p>○登別市には、介護保険の特定施設の指定を受けた住宅が、緑町に「サポートハウスみどりの樹」（定員 30 人）があります。</p> <p>○また、指定を受けていない住宅が、柏木町に「チエロ登別（定員 29 人）があります。</p>

No.	事業	内容
5	高齢者グループリビング	<p>○高齢者自身が、高齢化による身体機能の低下と一人暮らしの孤独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や掃除、食事を共にするといった家族の無償の行為を共同化し、合理化して共に住まう居住形態です。</p> <p>○登別市には、桜木町に「たすけ愛の家」（定員9人）があります。</p>
6	市営住宅における住宅環境の整備	<p>○市営住宅の整備にあたっては、建替え時においてバリアフリー化を進めます。</p> <p>○高齢者や障がい者が入居しやすくなるよう募集区分を設けて、優先入居を行います。</p> <p>○疾病等により上階層での生活が困難な方については、下階層への住替えを行い、住環境の向上を図ります。</p>
7	住宅改良促進特別融資制度	<p>○手すりの設置や段差の解消などの住宅改修工事を希望する方に対して、市内業者への工事発注等を条件として、低利で融資を行います。</p>
8	空家の活用支援	<p>○低廉な家賃の空き家を活用することによる高齢者の居住確保の支援に努めます。</p>
9	民間住宅の改善誘導	<p>○建築物の所有者等が安全に安心して生活できるよう、相談窓口の整備や耐震性の向上に資する支援など、良質な民間住宅への改善・誘導に努めます。</p>